平成３０年（フ）第５５号
秋田市楢山佐竹町１番15号　スカイハイツオオシマ１階102号
債務者　古山まりこ　ＴＡＢＩＭＥＮＡ　ＪＡＹ　ＡＮＮ
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７号
奈良県葛城市八川147－１エクセラート当麻204号、住民票上の住所奈良県香芝市穴虫617番地５（前住所）奈良県葛城市尺土189番地７メゾン・ド・セリバ202号
債務者　川田　利華
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道野付郡別海町西春別280番地の11
債務者　大内　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第４号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組50番地
債務者　山佐木ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
徳島県徳島市佐古二番町６番４号、旧住所徳島県徳島市北矢三町１丁目３番52号　川久保第２ビル370号室
債務者　福井　憲治
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３０号
徳島県徳島市北常三島町２丁目44番地の４　徳島リバーサイド　503号室
債務者　中山ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７５号
岐阜市上太田町１丁目３番地１
債務者　古瀬ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
岐阜県下呂市萩原町西上田1936－１　特定医療法人隆淙会　南ひだせせらぎ病院、住民票上の住所岐阜県高山市三福寺町1610番地79
債務者　都竹すみ代
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
三重県津市高茶屋６丁目１番14号　鎌田アパート２Ｆ202
債務者　松根　　瞳
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５２号
神戸市東灘区田中町２丁目10番14号アーバン本山103号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町６丁目５番８－201号
債務者　森　加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８４号
神戸市北区惣山町３丁目17番地の14
債務者　相野　美紀（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９０号
神戸市長田区雲雀ケ丘２丁目６番９号
債務者　板持　博光
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２号
鳥取県米子市和田町843番地
債務者　安達　孝枝
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第６５号
長崎県長崎市滑石４丁目１番２－603号
債務者　武本真沙美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
宮崎県都城市五十町1745番地
債務者　田中　幸雄
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第３１号
宮崎県都城市都原町7248番地２　都原団地60－４－12
債務者　大山　克己
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部